

大阪府福祉のまちづくり条例第40条事前協議書の作成要領

【1】 事前協議書の作成にあたって

条例で定める特定施設を設置する際には、当該工事に着手する前に、その計画について協議してください。

【必要書類】

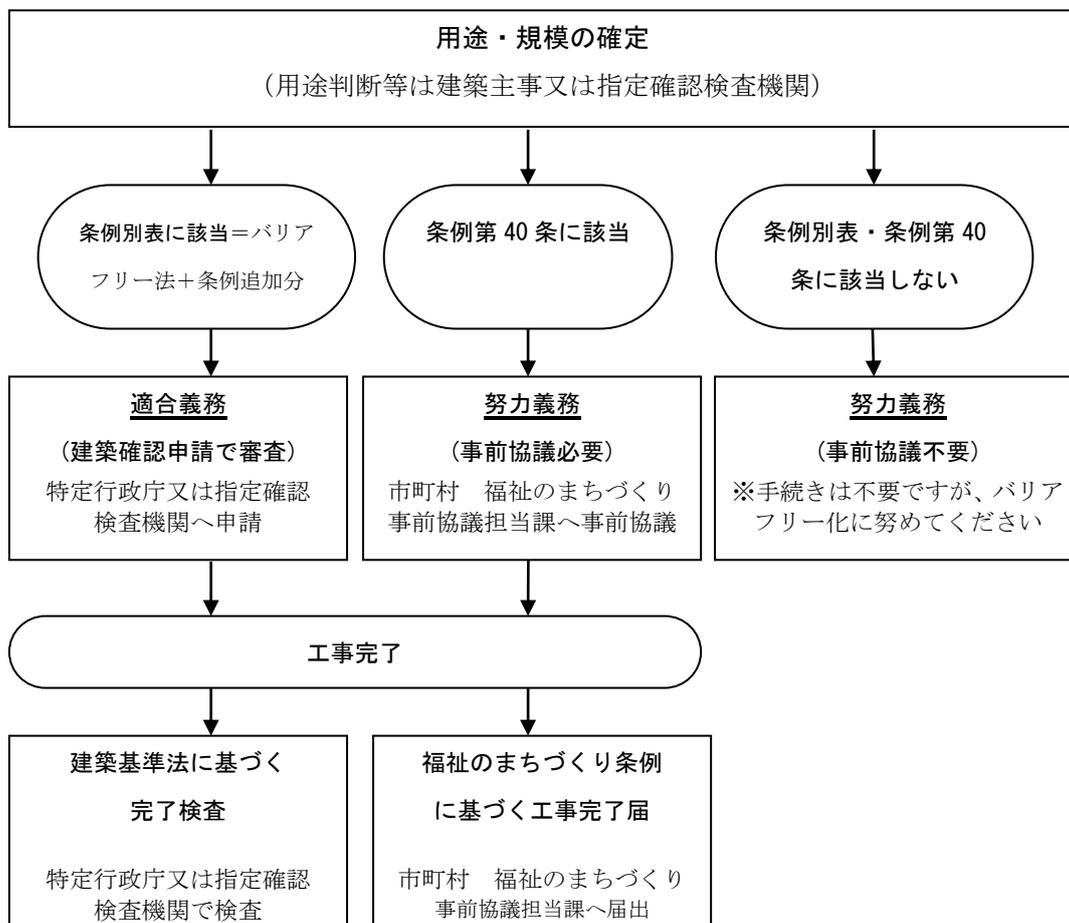
- ・ 事前協議書（建築物）
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例 事前協議項目表
- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 各階平面図
- ・ 条例に基づき福祉的配慮がなされた部分の詳細図（必要に応じて）

〔正本、副本の各一部（副本は正本のコピー可）〕

※ 事前協議を事業者に替わり代理人が行う場合は、**委任状（押印又は署名あり）**が必要です。

【2】 手続きの流れについて

手続きの流れ（建築物）



事前協議（協議窓口）

対 象 施 設	提 出 窓 口
大阪府福祉のまちづくり条例第 40 条第 1 号～第 8 号の特定施設	建設指導課
同条例第 40 条第 9 号～第 1 4 号の特定施設	大阪府住宅建築局建築環境課 住環境推進グループ (大阪府咲洲庁舎 27F)



建築確認申請

- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例 基準適合義務対象施設については、当該条例に定める調書を建築確認申請に添付する。



検査済証、工事完了届

- ・ 工事完了後、事前協議担当窓口にて完了届出書を提出（※協議完了後、副本は返却します）。
- ・ 事前協議対象の建築物については、現場検査を行いますので窓口にてご相談ください。

[3] 各様式の記入について

(1) 各様式共通

- ・数字は算用数字としてください。

(2) 事前協議申請書

○ 協議者欄

- ・確認申請書における「建築主」の住所（または所在地）、氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び電話番号を記入してください。（副本はコピーで可）

1. 建築物の所在地

2. 建築物の名称

3. 主要用途

- ・該当する用途を記入してください。

4. 工事種別

- ・該当する工事種別の項目に「○」を記入してください。

5. 敷地面積

6. 床面積

- ・該当する施設用途を選択し、条例適用条項を記入してください。
- ・2以上の用途が複合する場合には、それぞれの用途を記入してください。
- ・工事部分には、当該工事で施行される部分の延床面積を記入してください。
- ・工事以外の部分には、延床面積から工事部分の延床面積を差し引いた面積を記入してください。
- ・最後に各々の項目の合計値を延べ面積の欄に記入してください。（確認申請の延床面積と同値）

7. 共同住宅の戸数または寄宿舍の室数

- ・3.主要用途が共同住宅または寄宿舍の場合、その戸数または室数を記入してください。

8. 工事着手予定日

- ・事前協議対象となる建築物の工事着手予定日を記入してください。

9. 工事完了予定日

- ・事前協議対象となる建築物の工事完了予定日を記入してください。

10. 連絡先

- ・事前協議書の内容について、問い合わせ等の連絡可能な担当者の会社名、氏名、電話番号を記入してください。

11. 設計者

- ・事前協議書の内容を設計した者の資格、氏名、建築士事務所を記入してください。

(3) 項目表

大阪府福祉のまちづくり条例 事前協議項目に関しては逐条解説を参考にして作成してください。
該当項目で基準を満たしていれば「○」をご記入ください。該当項目でなければ斜線引きをお願いいたします。

大阪府福祉のまちづくり条例 逐条解説

http://www.pref.osaka.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/jigyosya-muke.html

[4] 添付図書について

事前協議書に添付する各図書は、条例に基づき福祉的配慮がなされている部分が、明確に判断できるように以下の点に留意して作成してください。なお、福祉的配慮がなされている部分を明記することに加えて、凡例を用いて各図面に図示しても結構です。

(1) 各添付図書共通

- 条例に基づき福祉的配慮がなされた建築物の部分には、整備内容を記入してください。
- 整備内容を記入された建築物の部分には、マーカーペン等により着色してください。
- 整備内容を記入していただく対象図書は以下の（ ）内を参考にしてください。

(2) 建築物の各部分

1. 建物の出入口（配置図、1階平面図）

- ③ 高低差 ・ 通路に高低差がある場合、主要な各ポイントの高さを記入してください。
- ① 傾斜路 ・ 傾斜路の設置箇所に「スロープ」と記入し、併せて幅員と勾配を記入してください。

2. 廊下（該当階平面図）

②、③ 2.5m超廊下等

- ・ 延長が2.5mを超える廊下で避難階又は居室の合計が200㎡を超える階にあるものについて、廊下の幅員が1.4m未満の場合に、該当する階の平面図に「車椅子転回スペース」と記入してください。

④ 高低差 ・ 廊下の各ポイントの高さを記入してください。

⑤⑥ 傾斜路及び傾斜路の高さが75cmを超える場合の踊場

- ・ 傾斜路（スロープ）の設置箇所と踊場の設置箇所に「スロープ」「踊場」とそれぞれ記入し、併せて傾斜路の幅と勾配を記入してください。

⑦ 手すり ・ 手すりの設置箇所に「手すり」と記入してください。

3. 階段（各階平面図）

- ② 手すり ・ 手すりの設置箇所に「手すり」と記入してください。

4. エレベーター（各階平面図）

②～⑭ 障害者等用エレベーター

- ・ 障害者等用エレベーター設置箇所に「エレベーターの仕様」を記入してください。
- ・ エレベーター詳細図を添付してください。

5. 居室の出入口及び駐車場に通ずる出入口（各階平面図）

- ① 各居室の出入口（該当階平面図） ・ 各居室の主たる出入口の幅（有効寸法）を記入してください。

6. 客席等（各階平面図）

- ・ 車椅子使用者用観覧スペースの設置箇所に「車椅子用スペース」と記入し、併せて該当部分の寸法を記入してください。

7. 便所（各階平面図）

② 出入口の最低幅 ・ 便所の出入口の幅（有効寸法）を記入してください。

③ 高低差 ・ 各ポイントの高さを記入してください。

④ 傾斜路 ・ 傾斜路の設置箇所に「スロープ」と記入し、併せて幅と勾配を記入してください。

⑦ 障害者用便房

- ・ 障害者用便房の設置箇所に「車椅子等用」と記入してください。

8. 障害者等用便器 ・ 手すり付き床置き便所設置箇所に「手すり付き床置き」と記入してください。

9. **視覚障害者誘導ブロック又は音声誘導装置**（配置図・各階平面図）

①② 敷設箇所等

- ・配置図及び各階平面図に敷設箇所を図示してください。又、音声誘導装置を設置する場合には、その仕様がわかる書類を添付してください。

10. **建物の出入口に設ける通路**（配置図）

① 特殊構造昇降機の場合認定等

- ・特殊構造昇降機を設置する場合には、「**特殊構造昇降機**」と記入し、認定がある場合には認定証を添付してください。

② 傾斜路の高さが75cmを超える場合の踊場及び手すり

- ・踊場と手すりの設置箇所にそれぞれ「**踊場**」「**手すり**」と記入してください。

③ 横断溝のふたの仕様

- ・横断溝のふたの形状と、隙間の寸法を記入してください。（例：細目グレーチング等）

11. **段鼻の仕様**（各階平面図）

①② 滑りにくさへの配慮等

- ・各階平面図に階段の段鼻の滑りにくさ、つまづきにくさ、及び、色調・明度の対比への配慮の旨を別紙、断面図にて記入してください。

12. **附属駐車場**（配置図・各階平面図）

- ・車椅子使用者駐車可能スペースに「**車椅子用**」又は「**車椅子専用**」と記入し、併せて駐車スペースの寸法を記入してください。 ・寸法…幅3.5m以上

13. **案内標示**（配置図・各階平面図）

- ・案内標示の設置箇所に「**案内標示**」と記入してください。